

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

#### (1)株主の権利の保護

- ・当行は、株主が議決権を的確に行使しうる環境の整備が重要と考え、法定期限以前に株主総会招集通知を発送するとともに、東京証券取引所や当行のホームページで、招集通知を発送前に開示します。
- ・株主が株主総会に参加しやすいよう、「総会集中日」を避けて開催日を設定します。

#### (2)株主の平等性の確保

- ・当グループでは、「インサイダー取引禁止規程」等のインサイダー取引規制ルールを定めて厳格に運用することにより、株主間の平等性を確保するべく最大限の注意をはらっております。
- ・「法令等遵守規程」等の法令遵守ルールの制定、および当行役員・幹部職員を対象としたコンプライアンスに係る「誓約書」の提出等により法令等違反行為の排除を図る中で、特定の株主に対する利益供与も当然に禁止しております。
- ・多くの株主・投資家に極力平等に情報を開示するため、アナリスト・機関投資家等向けに配布するインフォメーション・ミーティング資料や個人投資家向け会社説明会の資料は原則同日中に当行ホームページで開示します。なお、当行では、適時開示が求められる会社情報について、公表予定時刻以前に公開ディレクトリに保存する場合には、パスワード管理によるアクセス制限を行っております。

#### (3)ステークホルダーとの円滑な関係の構築

- ・当グループにおいては、「経営理念」に基づいて、〈お取引先(お客様)〉〈株主〉〈マーケット〉〈職員〉の各ステークホルダーの立場を尊重し、円滑な関係を構築すべく努力しております。
- ・「地域密着型金融」への取り組みについては、〈地域経済(地域社会)〉というステークホルダーに対し、地域金融機関として要請される責任を果たすべく、計画を策定し、必要な施策を推進し、結果を公表しております。

#### (4)取締役会・監査役(会)の監督機能の発揮

- ・当グループにおいては、取締役会・監査役(会)による経営のモニタリングについて、主要な監督対象であるリスク管理態勢・コンプライアンス態勢を包括した内部管理体制を構築しております。

#### (5)ガバナンス体制(監査役(会)設置会社の選択)

- ・指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社制度についても検討を行っておりますが、現時点においては取締役会および監査役(会)制度の枠内でコーポレート・ガバナンスの実効を高めることが当行に適していると判断し、監査役(会)設置会社を選択しております。

#### (6)その他

- ・平成27年3月期中に当行取締役へ支払われた報酬額は305百万円(うち社外取締役19百万円)、監査役に支払われた報酬額は61百万円(うち社外監査役27百万円)であります。
- ・平成27年3月期中の有限責任あずさ監査法人への公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬額は115百万円であります。なお、報酬額には子会社の支払額を含んでおります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	30,954,500	7.75
明治安田生命保険相互会社	30,954,000	7.75
北海道電力株式会社	23,147,000	5.80
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	18,226,056	4.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	17,704,300	4.43
第一生命保険株式会社	13,412,000	3.36
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	13,366,480	3.34
三井生命保険株式会社	11,132,000	2.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,672,700	2.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	9,164,200	2.29

支配株主(親会社を除く)の有無

———

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明
------

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <b>更新</b>	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <b>更新</b>	3名

#### 会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
馬杉 榮一	弁護士								○			
林 美香子	学者								○			
祖母井 里重子	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
馬杉 榮一	○	同氏とは一般預金者としての通常の取引がございますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、概要の記載を省略します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士として長年にわたり第一線で活躍されており、また、札幌弁護士会をはじめ諸団体の要職を歴任されております。その豊富な経験と専門的知識を活かし、当社の取締役会等において経営陣から独立した立場で、経営の健全性の確保およびガバナンスの強化に向けた建設的な議論に大いに貢献していただくと判断しております。</li> <li>・なお、証券取引所の独立性基準に関して当社が定める具体的判断基準(後掲の独立性判断基準)に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考えております。</li> </ul>
			・農業や地域再生を専門分野とし、慶應義塾

林 美香子	○	同氏とは一般預金者としての通常の取引がございますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、概要の記載を省略します。	大学大学院の特任教授および北海道大学大学院の客員教授を務める一方、フリーキャスターとしても活躍されております。その多様な経験と専門的知識を活かし、当行の取締役会等において経営陣から独立した立場で、当行の基盤である北海道経済の持続的成長および女性の活躍促進などに向けた建設的な議論に大いに貢献していただけると判断しております。 ・なお、証券取引所の独立性基準に関して当行が定める具体的判断基準(後掲の独立性判断基準)に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考えております。
祖母井 里重子	○	同氏とは一般預金者としての通常の取引がございますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、概要の記載を省略します。	・弁護士として第一線で活躍されており、また、諸団体の要職を歴任されております。その豊富な経験と専門的知識を活かし、当行の取締役会等において経営陣から独立した立場で、経営の健全性の確保および女性の活躍促進などに向けた建設的な議論に大いに貢献していただけると判断しております。 ・なお、証券取引所の独立性基準に関して当行が定める具体的判断基準(後掲の独立性判断基準)に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	あり
---	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	グループ報酬委員会	6	0	3	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

・当行では、取締役報酬規程において取締役の報酬についての基本方針や決定ルールを定めておりますが、さらに、取締役の報酬の客観性・透明性を確保し、グループ全体の報酬水準の調整を図ることなどを目的に、グループ報酬委員会を設置しております。委員会は、社外取締役全員及び当行の代表取締役全員で構成され、当グループの取締役の個人別報酬額等を協議・決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

・監査の実効性を確保するため、監査役は会計監査人と2か月に1度程度の頻度で会合を設けて情報交換及び意見交換を実施しております。  
・監査役(室)と内部監査部門は定期的に連絡会を開いて情報を共有し、実効性の高い監査の実施に努めております。  
・常勤監査役は、監査報告会、開示委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会に出席することにより、当行の内部統制の状況を確認しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
立川 宏	その他										○			
武藤 仁一	他の会社の出身者										○	△		
山田 範保	他の会社の出身者										○	△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
立川 宏	○	<p>・同氏とは一般預金者としての通常の取引がございますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断します。</p> <p>・なお、同氏は北海道庁の出身であり、当行と北海道の間では指定金融機関としての取引および預金や貸出金等の取引がございますが、取引の性質および後掲の独立性判断基準に照らし、同氏の独立性に疑問を抱かせるようなものではありません。</p>	<p>・北海道庁幹部や北海道教育委員会教育長を歴任されており、こうした行政および教育分野での豊富な経験と識見を活かし、独立した立場で、的確かつ公正な監査を行っていただけると判断しております。</p> <p>・なお、証券取引所の独立性基準に関して当行が定める具体的判断基準(後掲の独立性判断基準)に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考えております。</p>
武藤 仁一	○	<p>・同氏とは一般預金者としての通常の取引がございますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断します。</p> <p>・また同氏が平成26年6月19日まで監査役を務め、現在も顧問に就任している北海道旅客鉄道株式会社の社外監査役に当行取締役頭取石井純二が就任しております。さらに、同社と当行の間には営業取引があります。しかしながら、同社と当行との間の営業取引の規模等は、後掲の独立性判断基準に照らし、同氏の独立性に疑問を抱かせるようなものではありません。</p>	<p>・出身企業において企画担当役員を務められたご経験を通じて、経営全般に関し適切な監査を行っていただけると判断しております。</p> <p>・なお、証券取引所の独立性基準に関して当行が定める具体的判断基準(後掲の独立性判断基準)に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考えております。</p>
山田 範保	○	<p>・同氏とは一般預金者としての通常の取引がございますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断します。</p> <p>・また同氏が平成23年6月29日まで取締役を務め、現在も囑託を受けている北海道電力株式会社の社外監査役に当行監査役の下村幸弘が就任しております。さらに同社は当行の発行済みの普通株式の5.80%を有する株主であるほか、同社と当行の間には営業取引があります。しかしながら、同社と当行の間の営業取引の規模等は、後掲の独立性判断基準に照らし、同氏の独立性に疑問を抱かせるようなものではありません。</p>	<p>・出身企業において企画担当部長や役員を務められたご経験を通じて、経営全般に関し適切な監査を行っていただけると判断しております。</p> <p>・なお、証券取引所の独立性基準に関して当行が定める具体的判断基準(後掲の独立性判断基準)に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考えております。</p>

## 【独立役員関係】

独立役員の数

6名

### その他独立役員に関する事項

- ・当行は社外役員全員を独立役員として指定しております。
- ・当行は社外役員の独立性に関して、社外役員本人および出身企業等との取引その他について具体的に数値基準等を規定した判断基準を以下のとおり定めており、その基準に従って独立役員を指定しております。

#### <独立性判断基準>

##### 1. 当行を「主要な取引先とする者」の判断基準

現時点(注1)において、次のaからcまでのいずれかに該当する先とする。

- 当行の融資メインシェア先で、かつ債務者区分が要管理先であるなど当行以外の金融機関からの調達が困難であると考えられる先
- 当グループとの取引による売上高が総売上高の10%以上を占めている先
- 当グループによって、10%以上の議決権を保有されている先

(注1)過去1年間に一度でも該当した場合は、「現時点」で該当していると判断する。

##### 2. 当行の「主要な取引先」の判断基準

現時点(注1)において、次のaからcまでのいずれかに該当する先とする。

- 当グループからの借入残高合計が当グループの融資残高の2%以上を占めている先(但し、地方公共団体を除く)
- 当行の10%以上の議決権を保有している先
- 当グループが負っている負債総額が、連結の負債総額の10%以上を占めている先

##### 3. 当行から「役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」者の判断基準

現時点(注1)において、当グループから得ている役員報酬以外の金銭その他の財産の合計金額が年間100万円以上の者とする。

##### 4. 当行の「主要株主」の判断基準

現時点(注1)において、自己又は他人の名義をもって当行の10%以上の議決権を保有している先

##### 5. 「業務執行者等」に含まれる「過去に業務執行者であった者」の判断基準

過去5年以内に、次のaからfに該当していたかにより判断する。

なお、過去5年よりも前にこれらに該当していた場合は、実質的にみて当行からの独立性に問題がないと判断できる場合に限り、「過去に業務執行者であった者」に該当しないものとする。

- 当行の現時点における親会社又は兄弟会社の業務執行者であったことがある
- 現時点における当行を主要な取引先とする者又はその業務執行者であったことがある
- 現時点における当行の主要な取引先又は業務執行者であったことがある
- 当行から役員報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ていたことがある、若しくは現時点において得ている法人、組合等に所属していたことがある
- 現時点における当行の主要な株主又はその業務執行者であったことがある
- 現時点における当行又はその子会社の業務執行者であったことがある

なお、具体的な定義は上記1~4のとおりとする。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 更新

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年6月25日開催の第159期定時株主総会において役員報酬の見直しを行い、従来の取締役の報酬等の額とは別枠にて、当行取締役(社外取締役を除く)に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額100万円以内の範囲で割り当てることを決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者 更新

社内取締役

該当項目に関する補足説明 更新

社外取締役を除く当行取締役を付与対象者としております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

・平成27年3月期中に当行取締役へ支払われた報酬額は305百万円(うち社外取締役19百万円)であります。なお、賞与については、現在支給を停止しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・取締役会で制定した取締役報酬規程において、取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持並びに、業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。
- ・また、報酬の客観性・透明性を確保し、グループ全体の報酬水準の調整を図ることなどを目的に、社外取締役全員及び当行の代表取締役全員で構成するグループ報酬委員会を設置し、子会社も含めた個別の支給額等を協議・決定しております。

具体的な体系、決定方法などは次のとおりです。

イ 取締役の報酬体系を固定報酬としての「基本報酬」と、業績向上へのインセンティブとしての「賞与」及び「ストック・オプション報酬」で構成します。なお、社外取締役の報酬は、独立性及び中立性を担保するため、「基本報酬」のみとします。

- ロ 「基本報酬」は、
  - ・役位に応じた業務執行の役割と責任の程度に加えて、子会社の取締役を兼務している場合には、当行と子会社の業務執行の役割・責任の比重等を総合的に勘案して決定します。
  - ・個別の支給額は、取締役報酬規程において定めてある役位に応じた支給上限額を上限として、グループ報酬委員会において決定します。なお、子会社の取締役を兼務し、子会社からも報酬が支給される場合には、当行と子会社からの支給額の合算金額は、当行の取締役報酬規程による支給上限額と、子会社の取締役報酬規程による支給上限額のいずれか高い金額を超えないものとします。
- ハ 「賞与」は、
  - ・株主に対する配当を実施した場合に限り支給します。
  - ・株主総会に付議する支給総額は、グループ報酬委員会の決定案に基づき、取締役会において決定します。
  - ・個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位に応じた支給割合を限度として、グループ報酬委員会において決定します。
- ニ 「ストック・オプション報酬」は、
  - ・取締役(社外取締役を除く)の報酬と株価の連動性を高めることにより、中長期的な株価上昇と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に、平成27年度から導入するものです。
  - ・業績及び各取締役の実績に応じ、グループ報酬委員会の決定案に基づき、取締役会にて新株予約権の付与を決定します。
  - ・新株予約権は、取締役を退任した日の翌日から10日以内に限り行使できることとします。

なお、上記方針は取締役報酬規程およびグループ報酬委員会規程において定められておりますが、両規程の改正は、グループ報酬委員会の決議に基づく当行取締役会の決議が必要となっております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

- ・社外取締役のサポートは経営企画部が担っております。原則、取締役会前に資料の事前配布及び事前説明を行っているほか、営業店の臨店や本部各部署との連携等をサポートしております。
- ・監査役(会)のサポート専任部署として監査役室を設置し、業務を検証できる能力と知識を有する専任スタッフを監査役室長として配置するとともに、監査役(会)から要請があった場合は、監査役室に職員を配置することとしております。また、当該スタッフの異動・人事考課・賞与評定・懲戒等については、その独立性を確保するために常勤監査役の同意を必要としております。社外監査役のサポートは、監査役室のスタッフが担っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

### (1)会社の機関・業務執行・経営の監視の仕組み等

- ・当行は監査役(会)設置会社を選択し、定款で取締役は14名以内、監査役は5名以内と定めており、当報告書提出日現在、取締役14名(うち男性12名、女性2名)、監査役5名(全員が男性)を選任しております。
- ・当行は経営の透明性をさらに高めるため、社外取締役3名を選任し、その社外取締役が社外監査役を含む監査役会と連携して取締役の業務執行をモニタリングする体制を構築しております。また社外取締役と社外監査役および業務執行取締役をメンバーとする「経営に関する意見交換会」を2回開催しております。
- ・当グループ内の業務推進上の戦略・方針等の連絡・調整を図るため、当行内にグループ経営会議を設置しております。
- ・当行では、取締役報酬規程において取締役の報酬についての基本方針や決定ルールを定めておりますが、さらに、取締役の報酬の客観性・透明性を確保し、グループ全体の報酬水準の調整を図ることなどを目的に、グループ報酬委員会を設置しております。
- ・当行は、グループ全体のコンプライアンスに係る事項を協議し、適切に統括管理を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置し、原則1か月に1回以上の頻度で開催しております。
- ・当行は、グループ全体のリスク管理に係る事項を協議し、適切に統括管理を行う機関としてリスク管理委員会を設置し、原則1か月に1回以上の頻度で開催しております。
- ・当行は、公正で客観的な情報開示を行うため、開示すべき会社情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時かつ適切に行われていることを統括管理する機関として開示委員会を設置し、原則3か月に1回以上適時開示の状況について検証を行っております。
- ・社外取締役が社外監査役を含む監査役会と連携して取締役の業務執行をモニタリングする体制を構築しております。

### (2)監査の状況

#### ・内部監査

当行内の監査部に担当者を37名(平成27年3月期末現在)配置し、独立部門として専ら当行および子会社の内部監査に従事させ、監査結果は定期的に取締役会および監査役へ報告しております。

#### ・監査役監査

監査役(会)は、当行および子会社への往査、重要書類の閲覧・調査等の業務監査を通じて内部管理態勢を検証するとともに、取締役会への出席等により取締役の職務執行の適法性と妥当性に関する監査を行っております。

監査役監査の実効性を確保するため、監査役は、代表取締役と定期的に会合を設けて意見交換を実施、会計監査人および当行監査部と定期的に連絡会を開催し情報交換および意見交換を実施しております。

#### ・会計監査

平成27年3月期中に当行の会計監査業務を執行した公認会計士は、山下和俊氏(継続監査年数2年)、小林英之氏(同7年)の2名であり、いずれ

も有限責任あずさ監査法人に所属する指定社員であります。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他(公認会計士試験合格者を含む)12名となっております。

(3)監査役機能強化に係る取組み

- ・監査役(会)のサポート専担部署として監査役室を設置し、業務を検証できる能力と知識を有する専任スタッフを監査役室長として配置し、異動・人事考課・賞与評定・懲戒等については、その独立性を確保するために常勤監査役の同意を必要としております。
- ・監査役(会)と会計監査人・内部監査部門等との連携状況は上記のとおりです。
- ・社外監査役3名全員は、当行の定める独立性判断基準を満たす独立役員であります。
- ・社外監査役武藤仁一は出身企業において長年財務担当役員を経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

- ・指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社制度についても検討を行っておりますが、現時点においては、取締役会および監査役(会)制度の枠内でコーポレート・ガバナンスの実効を高めることが当行に適していると判断し、監査役(会)設置会社を選択しております。
- ・社外取締役が社外監査役を含む監査役会と連携して取締役の業務執行をモニタリングする体制を構築しており、社外役員によるモニタリングは十分に機能すると考えております。
- ・社外取締役はグループ報酬委員会の委員であります。
- ・社外取締役は、取締役会において監査報告会、開示委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会の報告を受け、当行の内部統制の状況を確認しております。また、監査役会に出席し、監査役監査等に係る意見交換や内部監査部門との意見交換を実施するなど、相互連携を進めております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年6月25日開催
電磁的方法による議決権の行使	議決権電子行使プラットフォームおよびパソコンからのインターネットによる議決権行使を採用
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加
その他	招集通知は発送前に当行ホームページおよび東京証券取引所ホームページにおいて公開 当行ホームページにおいて株主総会招集通知および決議通知、臨時報告書(議決権行使結果)を開示

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当行ホームページにおいて開示	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年11月 札幌で個人投資家向け会社説明会を開催 平成27年2月 函館、旭川、帯広で個人投資家向け会社説明会を開催 平成27年9月 札幌で個人投資家向け会社説明会を開催予定	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年6月3日第4回インフォメーション・ミーティング開催 平成26年12月2日第5回インフォメーション・ミーティング開催 平成27年6月2日第6回インフォメーション・ミーティング開催	あり
IR資料のホームページ掲載	当行ホームページに資料を公開しております。 ( <a href="http://www.hokuyobank.co.jp">http://www.hokuyobank.co.jp</a> ) ・IR資料 IRカレンダー、インフォメーション・ミーティング資料、個人投資家向け説明会資料 ・財務情報 決算短信、ディスクロージャー誌、ミニディスクロージャー誌、 Annual Report、有価証券報告書、株主総会招集通知・決議通知 ・コーポレートガバナンス コーポレートガバナンス報告書 ・CSR情報 環境・社会・経営レポート(CSRLレポート)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にIR担当者を配置	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・「グループ運営規程」において定めるグループ経営理念の中に規定
環境保全活動、CSR活動等の実施	・「CSR基本方針」の制定・公開 ・「環境・社会・経営レポート2014(CSRLレポート2014)」の発行・公開 ・希少動植物保護のための「ほっくー基金」の設立等の環境保全活動 ・ディスクロージャー誌や当行ホームページにおいて活動内容等を開示

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

ディスクロージャー・ポリシーの制定・公開

その他

<女性の活躍支援に向けた取組み>

当行は平成21年4月に人事部に「女性活躍支援室」を設置し、女性職員のキャリアアップやライフプランに関する相談および育児休業終了後の職場復帰支援をサポートしております。また、女性職員の職域拡大にも注力し、事業性融資担当者の育成、管理職への登用を積極化するとともに、女性職員がキャリアデザインを描きやすくなるよう、各種研修や福利厚生諸制度の充実を図っております。

女性活躍支援に関する主な取組みは以下の通りです。

- ・平成27年4月1日現在で、女性の調査役クラス以上（指導的立場にある職員）は365名（うち支店長クラス21名）、全体に占める比率は18.7%
- ・女性職員の制服完全廃止等の取組みにより「均等推進企業 北海道労働局長賞」を受賞
- ・仕事と育児・介護との両立支援に積極的な取組みを行い、均等・両立推進企業表彰において「ファミリー・フレンドリー企業部門 北海道労働局長優良賞」を受賞
- ・企業内託児所「ほっくーとなかまたち」の設置
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみんマーク」の取得（3回）
- ・育児等の理由で退職した職員の復帰を支援する「退職行員再雇用制度」の導入
- ・結婚後の旧姓使用可
- ・育児短時間勤務制度の基準緩和（子が小学校6年生まで利用可）
- ・ワークライフバランスに関する行内ガイドの月1回発刊
- ・スムーズな職場復帰を目的として、育児休業期間中の職員向けの意見交換会を開催
- ・事業性融資審査部門の研修生である「融資トレーナー」の女性比率を50%に増加
- ・女性役付者向けマネジメント研修、役付者手前の女性向けキャリアデザイン意識改革研修等の拡充

## Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- ・当行は会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制基本方針」を決議しております。
- ・当行は、金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」への対応として、「財務報告に係る内部統制基本方針」を決議しております。

#### <内部統制基本方針の概要>

- (1) 当行および子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - ・当行および子会社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと認識し、グループ運営規程および法令等遵守規程にコンプライアンス態勢にかかる規定を制定し、「反社会的勢力に対しては断固として対決するとともに、毅然とした態度で不当な要求を拒絶する」旨を明確に定め、法令等や社内規則等を遵守する組織運営や企業風土の醸成を図っている。また、当行および子会社の代表取締役および担当取締役が繰り返し法令等遵守の精神を役職員に伝えることにより、コンプライアンスを企業活動の大前提とすることを徹底する。
  - ・当行は、取締役会において事業年度毎にグループ会社が優先的に取り組むべき項目をコンプライアンス・プログラムとして定め、コンプライアンス態勢の充実に取り組む。
  - ・コンプライアンス態勢の統括部署として当行内に法務コンプライアンス部を設置し、グループ会社全体のコンプライアンスの統括管理を行う。また、法令等遵守規程に基づき設置するコンプライアンス委員会においてコンプライアンス態勢について協議、充実に努める。
  - ・当行の監査部は、グループ会社の法令等遵守状況を監査する。監査結果は定期的に当行の取締役会および監査役に報告される。
  - ・当行および子会社の役職員が法令上疑義のある行為等を発見した場合は、直接、法務コンプライアンス部等の当行本部部署または外部に設置した弁護士を窓口とする受付機関（以下「社外受付機関」という）へ報告することが可能な内部報告制度を利用し、法令等遵守態勢の確保に努める。
  - ・反社会的勢力排除に向けて、コンプライアンス取組項目の一つとして「コンプライアンス・マニュアル」等に「反社会的勢力との取引遮断」を掲げ、グループ一体となって取り組む。当行の担当取締役を責任者として、法務コンプライアンス部がグループ会社全体の統括を行い、営業店で収集された反社会的勢力に関する情報等からデータベースを作成し、情報を共有化する。また、不当要求等に備え、「コンプライアンス・マニュアル」に反社会的勢力への対応要領や心構え、有事発生時の連絡体制等を記載し、警察や顧問弁護士等とも緊密に連携したうえで、即座に対処できる態勢を整備する。法務コンプライアンス部は定期的に取締役会等に状況報告を行い、必要な場合は取締役会等の指示を受ける。
  - ・当行および子会社は、グループ経営理念に則り、お客さまの利益・資産の保護および利便性の向上を経営上の最重要課題の一つと認識し、適正な業務運営を行う。
  - ・当行は、情報開示に関する基本的な考え方を「ディスクロージャー・ポリシー」として定め、情報開示に関して適切な体制の確保に努める。また当行は法令等にしがたが、重要な情報等の開示について適切かつ公正な情報開示を行うため、「グループ適時開示要領」に適時開示情報の報告プロセス・処理について定めており、その概要は後掲の情報開示体制のとおりである。また適時開示の状況を検証する開示委員会の運営に関して「開示委員会運営要領」を定める。
- (2) 当行の取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する事項  
当行の取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理に関する責任者を秘書室長とし、その責任者が作成する文書管理規程にしたがい、当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存・管理する。当行の取締役および監査役は文書管理規程により保管されたこれらの文書を常時閲覧できるものとする。
- (3) 当行および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当行は、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程にリスク管理体制にかかる規定を制定し、グループ会社全体のリスクを管理するリスク管理委員会の設置により、リスク管理を一元的に統括し、リスク管理体制の強化・充実に努める。
  - ・当行は、グループ会社が抱える様々なリスクを統合的に管理するため、リスク管理委員会を毎月開催し、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の主要なリスク状況を把握するとともに、グループ会社のリスク管理方針や管理体制整備に関する事項について協議する。
  - ・リスク管理体制の統括部署として当行内にリスク管理部を設置し、グループ会社全体のリスクの統括管理を行い、統合的リスク管理規程に基づき設置するリスク管理委員会においてリスク管理体制について協議、充実に努める。
  - ・当行の監査部は、グループ会社のリスク管理状況を監査する。監査結果は定期的に取締役会および監査役に報告される。
  - ・当行は、取締役会・監査役会による経営のモニタリングとして、リスク管理体制を含む内部管理体制（後掲）を構築する。
- (4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当行の取締役の職務の執行の効率化を図るため、以下のとおりの経営体制を構築する。
  - ・取締役会が定める職務権限規程等により、職務・権限・意思決定ルールを策定する。
  - ・取締役のうち、業務執行に関わる取締役を限定し機動的な業務の執行に努める。また、必要に応じて、職員の中から執行役員を選任し、業務の決定および執行の権限を委譲する。
  - ・取締役会で定めた中期経営計画に基づき業務計画等を策定し、その目標達成状況等を定期的に取締役会に報告する。
- (5) 子会社の取締役の職務執行にかかる事項の当行への報告に関する体制および子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・子会社の重要な業務の決定等については、グループ運営規程および子会社管理要領に当行への報告が必要な事項を定め、経営上の報告体制を明確にする。
  - ・子会社の管理業務は当行の経営企画部が統括し、子会社との協議・調整ならびに子会社からの報告等にかかる必要な対応を行う。
  - ・当行は、子会社との監査契約に基づき定期的に監査を実施し、適正な業務運営および管理状況等について助言・指導を行う。
  - ・当行および子会社の役員が出席するグループ経営会議を定期的に開催し、グループ内の業務推進上の戦略・方針等の連絡・調整を行うとともに、子会社の役員に経営上の重要事項の報告を義務付ける。
- (6) 当行の監査役会または監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当行は、監査役室を設置し、業務を検証できる能力と知識を有する専任スタッフを監査役室長として配置するとともに、監査役会または監査役から要請があった場合は、監査役室に所属職員を置く。
- (7) 前号の使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項および当行の監査役会または監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・監査役室長は、監査役会または監査役の命を受けて監査役業務を補助すること、および監査役室所属職員を指揮監督することを職制に明記する。
  - ・監査役室に属する使用人に関する異動・人事考課・賞与評定・懲戒等については、その独立性を確保するため常勤監査役の同意を必要とす

る。

(8) 当行の取締役および使用人が当行の監査役に報告をするための体制

- ・当行の監査役会は、取締役および使用人が行う監査役への報告事項を別に定め、取締役および使用人へ要請し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ・取締役頭取宛の申請稟議およびその他の重要な報告文書等については、別途定める基準に基づき常勤監査役に回章する。当該稟議や報告文書に関して監査役から質問がなされた場合は、取締役または使用人が説明を行う。
- ・当行は、グループ会社の役職員等が遵守する内部通報規程において、通報窓口から報告を受けたコンプライアンス委員会事務局が都度監査役へ報告する体制、さらに社外受付機関が必要に応じ直接監査役に報告できる体制を定める。

(9) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

- ・子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告を要すると判断した場合は、子会社の管理統括部署である経営企画部を介し、または直接、当行の監査役に報告を行う。
- ・当行の監査役が子会社の業務執行について報告を求めた場合は、子会社の管理統括部署である経営企画部または当該子会社の役員・使用人が速やかに適切な報告を行う。
- ・当行の監査役は、グループ経営会議に出席し、子会社の役員から重要な報告を受ける。
- ・当行は、グループ会社の役職員等が遵守する内部通報規程において、通報窓口から報告を受けたコンプライアンス委員会事務局が都度監査役へ報告する体制、さらに社外受付通報機関が必要に応じ直接監査役に報告できる体制を定める。

(10) 前2号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行は、グループ会社の役職員等が遵守する内部通報規程において、通報者に不利益を与えない適切な態勢を整備し、通報者の保護を徹底するほか、監査役に対して前2号の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしないこととする。

(11) 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当行は、監査役職務の執行について生ずる費用または債務について、会社法388条に基づき監査役が前払等を請求したときは、当該費用または債務の処理について適切に対応するとともに、監査業務に必要な費用の予算措置を十分に講ずることにより監査活動の実効性を確保する。

(12) その他当行の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制として、以下の体制を構築する。
- ・代表取締役と監査役は定期的な会合を設け、意見交換を実施する。
- ・監査役と会計監査人との連携強化を目的とした連絡会を設置し、定期的に情報交換を実施する。
- ・当行の内部監査部門と定期的に連絡会を開催し、情報交換および意見交換を実施する。

<財務報告に係る内部統制基本方針の概要>

(1) 当行ならびに当グループは、経営理念の一つとして「企業価値の増大を図り、株主と市場から高い信認を得る」ことを掲げており、有価証券報告書をはじめとする財務報告に関する信頼性の確保は当行の経営上の重要な要点である。

このため、当行は金融商品取引法ならびに関係する法令等のために準拠して、財務報告に係る内部統制の構築、整備および評価を行い、内部統制報告書を作成する。

(2) 財務報告に係る内部統制に関する役割と責任は以下のとおりである。

- ・取締役頭取は、取締役会による会社法に定める内部統制基本方針の決定を受けて、組織の内部統制を整備および運用するとともに、財務報告に係る内部統制の整備および運用について適正に評価し報告する責任を負う。
- ・なお、当行において最高財務責任者を設置した場合は、当該最高財務責任者は財務報告に係る内部統制において代表者に準ずる責任を有するものとする。
- ・取締役会は、内部統制の整備および運用に係る基本方針を決定する。
- ・また、取締役会は、経営者による内部統制の整備および運用に対して監督責任を有する。
- ・当グループの全職員は、自らの権限と責任の範囲で、内部統制の整備および運用ならびにその評価に関して一定の役割と責任を有する。なお、全職員には、正規の従業員のほか、組織において一定の役割を担って業務を遂行する短期、臨時雇用の従業員も含む。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的考え方

・当行および子会社では、社会的責任と公共的使命の観点から、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、ホームページで公開しております。また、各社が取締役会で定めるコンプライアンスマニュアル等の行動規範の中に「反社会的勢力に対しては、断固として対決するとともに、毅然とした態度で不当な要求を拒絶」する旨を明示しており、法令や社内規則等を遵守する組織運営や企業風土の醸成を図っております。

(2) 整備状況

- ・当行は、コンプライアンスに関して、優先的に取り組むべき項目をまとめた「コンプライアンス・プログラム」を事業年度ごとに取締役会で定めております。その取組項目の一つとして、従来から「反社会的勢力との取引遮断」を掲げ、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断すべく、態勢の整備に努めております。
- ・当行および子会社は、それぞれ反社会的勢力への対応統括部署をおき、当行法務コンプライアンス部でグループ全体の統括を行っております。
- ・当行では、コンプライアンス関連規程や法令等の解説、社会人としての「心構え」等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を役職員全員に配布しております。「コンプライアンス・マニュアル」には、反社会的勢力への対応や有事発生時の連絡体制、営業店における対応要領や反社会的勢力に対する心構え等が示されております。日頃から、「コンプライアンス・マニュアル」を活用し、職場でコンプライアンス勉強会を開催するなどの取組みを継続しております。また、統括部署では、必要に応じて文書通達、研修会等を実施し、反社会的勢力排除に対する役職員の意識を高めております。
- ・当行の一元管理部署では、営業店で収集された反社会的勢力に関する情報をもとにデータベースを作成し、その情報を行内で共有化することにより、反社会的勢力の被害防止に役立てております。統括部署からは定期的に取り締り等に行い、状況報告を行い、必要な場合には取締役会の指示を受けることとしております。また、一元管理部署では、不当要求があった場合に備え、警察や顧問弁護士等との連携も密にしており、万一事案が発生した場合即座に対処できるように態勢を整備しております。
- ・当行は、普通預金取引をはじめとする各種預金規定や貸金庫規定、また各種融資契約書等へ暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力排除に努めております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### <適時開示体制の概要>

#### (1)情報開示に関する基本的な考え方

当行は、グループ経営理念の中で「取引先に良質なサービスを提供し、お客様と共に発展する。」「企業価値の増大を図り、株主と市場から高い信認を得る。」と定めており、そのための情報開示に関する基本的な考え方を「ディスクロージャー・ポリシー」として定め、情報開示に関して適切な体制の確保に努めております。

#### 「ディスクロージャー・ポリシー(情報開示に関する基本的な考え方)」

- ・当行は、金融商品取引法、会社法、銀行法および金融商品取引所の規則その他の関係法令等を遵守し、適時適切に情報の開示を行います。
- ・当行は、お客さま・株主・投資家等が当行の実態を正確に認識し判断できるよう、財務内容、経営方針、事業戦略等に関して真実かつ正確な情報開示を行い、積極的なディスクロージャー活動に努めます。
- ・当行は、開示した会社情報については開示後速やかに、また、アナリスト・機関投資家向けのインフォメーション・ミーティング資料についても原則同日中に当行ホームページに掲載するなど、公平な情報開示に努めます。
- ・当行は、会社情報の開示にあたって金融商品取引所の定める方法のほか、インターネット、各種印刷物等の様々な方法を活用し、より広くわかりやすい開示に努めます。
- ・当行は、情報開示を適切に行うための社内体制の整備・充実に努めます。

#### (2)情報開示に係る社内体制の概要(後掲「札幌北洋グループ情報開示体制」ご参照)

##### ・適時開示に関する社内規則

a当行は、金融商品取引法および金融商品取引所規則その他の法令等に従い、重要情報等の開示についての処理を定め、適切かつ公正な情報開示を行うため「グループ適時開示要領」を定めております。

b適時開示情報の報告プロセス等はグループ適時開示要領に定めております。

cまた、適時開示の状況を検証する開示委員会の運営に関して「開示委員会規程」を定めております。

##### ・担当部署

a経営企画部は、当行およびグループ会社より報告された会社情報について東京証券取引所および札幌証券取引所の適時開示に関する規程等に従って適時開示の要否を検討いたします。

b検討の結果、経営企画部は、適時開示が不要とされた場合を除き、適時開示報告書(注)を作成し、取締役頭取の承認を得て、これを開示(TDnetに登録)いたします。

cまた、開示後速やかに当行ホームページへ開示情報を掲載するなど広範な周知に努めております。なお、タイムリーディスクローズの観点から、取締役頭取が不在等で緊急を要する場合には、取締役副頭取または担当取締役である 情報取扱責任者が、適時開示報告書の承認を代行できることとしております。

(注) 適時開示報告書:適時開示が必要な会社情報を記載し適時開示情報伝達システム(TDnet)に登録する報告書(ニュースリリース等)をいう。

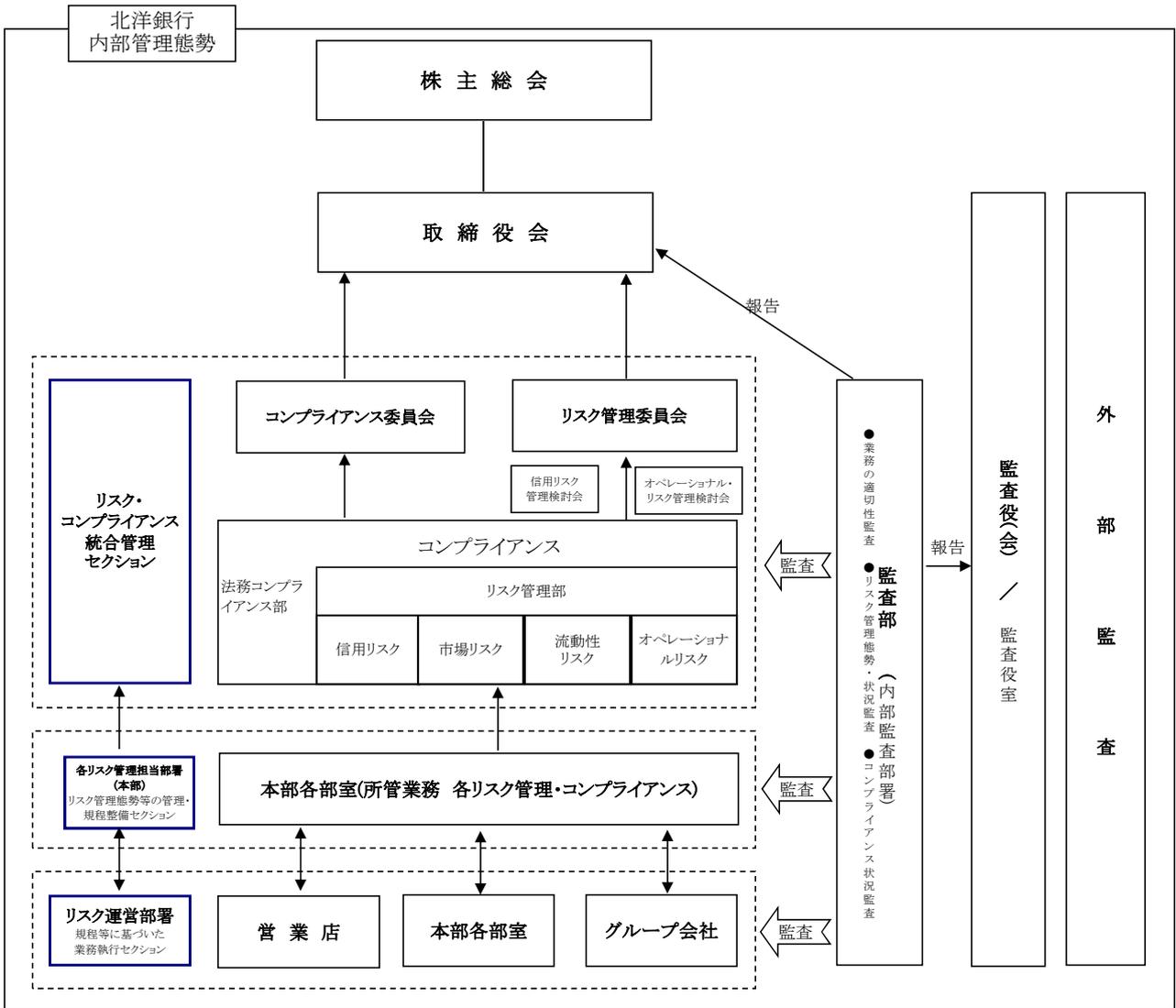
#### (3)モニタリングの状況

会社情報の適時開示に係る社内体制全体の運営状態について、監査部が金融商品取引所規則および関連社内諸規程に基づいて、開示もれ・開示遅延等の有無について広範に監査しております。監査役は取締役会等への出席や計算書類の監査等を通じて会社情報の開示状況の適切性について監査するほか、適時開示に関する社内体制、開示もれ・開示遅延等の有無についても監査しております。

3か月に一度の頻度で開示委員会を開催し、適時開示の状況について事後検証を行うとともに、適時開示体制についても検証しております。

なお開示委員会は、取締役頭取・取締役副頭取および議題に応じて指名されるグループ会社の役職員で構成されております。

<内部管理体制>



< 情報開示体制 >

